平成２８年（フ）第５１５号
東京都日野市落川960番地の１アリアーテ202
債務者　青木　浩美
1　決定年月日時　平成28年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月８日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第５７９号
東京都立川市柴崎町５丁目８番20号グランツ204
債務者　矢萩　　愛
1　決定年月日時　平成28年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月15日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１００９号
神奈川県大和市中央２丁目14番36号　エンブレム5251　304号
債務者　秋澤　圭一
1　決定年月日時　平成28年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月23日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１２３０号
横浜市緑区東本郷４丁目15番15号　第一幸荘101号
債務者　宇都宮明子
1　決定年月日時　平成28年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月23日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１２３２号
横浜市緑区長津田町2412番地１　カスティリオⅠ　103号
債務者　高橋　　梢
1　決定年月日時　平成28年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月23日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２９８号
静岡市葵区瀬名中央３丁目８番20―302号
債務者　谷津倉金之助
1　決定年月日時　平成28年６月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月27日午後２時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１０２３号
神奈川県茅ヶ崎市旭が丘５番26号
債務者　大越　一世
1　決定年月日時　平成28年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１２０７号
神奈川県海老名市上今泉４丁目11番13号　嶋村コーポ201号
債務者　藤田　信弘
1　決定年月日時　平成28年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１２１４号
横浜市緑区長津田５丁目７番15号　れんげ荘101号
債務者　仲嶺　　明
1　決定年月日時　平成28年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２８年（フ）第１３３号
相模原市緑区中野1674番地
破産者　山本　有広
1　決定年月日　平成28年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第１４２号
相模原市緑区東橋本１丁目７番12号　ライオンズマンション橋本第２　104
破産者　原　幸一郎
1　決定年月日　平成28年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第１５２５号
埼玉県加須市上種足365番地26
破産者　竹内　一浩
1　決定年月日　平成28年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第５４６号
大阪府和泉市伯太町１丁目９番２―301号
破産者　森　　孝子
1　決定年月日　平成28年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第１４７号
大阪府和泉市池上町373番地岸田住宅Ｎ号室、前住所大阪府泉大津市池浦町１丁目16番４―205号
破産者　吉田　雅秋
1　決定年月日　平成28年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第１８号
徳島県小松島市横須町17番11号
破産者　中田　望美
1　決定年月日　平成28年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第９号
秋田県由利本荘市御門57番地１　コーポ滝沢202号室
破産者　佐藤美喜子（旧姓奈良）
1　決定年月日　平成28年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所本荘支部